

介護保険見直しにかかわるQ&A

Q.今回の見直しは、なぜ、どのような観点から行われたのですか。

A.認定審査は、ご本人の生活上で、どれほど介護の手間がかかるのかを判定するものです。
今回の見直しにより、最新のデータに基づいて、より正確に介護の手間が判定できるようになります。
併せて、認定結果のバラツキを減らし、要介護認定を公平なものとしします。

Q.今回の見直しにより、要介護度の仕組みそのものが変わるのですか。

A.要介護度は病気などの重症度ではなく、必要とされる介護の量で決まります。これまで通り、「要支援1~2、要介護1~5」の7段階であり、**要介護度の仕組みそのものが変わるわけではありません。**

Q.今回の見直しにより、これまでの要介護度と比べて、全体として要介護度が低く判定されてしまうのではないのですか。

A.今回の見直しのために厚生労働省が行った市町村のモデル事業や研究など様々な検証の結果によると、一概に要介護度が低く判定されるものではありません。
(参考) 認定審査結果について不服がある場合は、お住まいの都道府県の介護保険審査会に対する審査請求が可能です。

Q.今後どのような点に注意すればよいのですか。

A.要介護認定のバラツキを減らし、公平に行うため、ご本人を訪問しての調査は、調査時の状態のありのままを見る方法に変わります。
認定調査員や主治医の先生に、普段困っていることの具体的な内容や頻度などについて、詳しく伝えていただくことが大切になります。それによって、より適切な要介護度判定が可能になります。

厚生労働省では、4月以降の要介護認定の実施状況を把握し、結果を検証した上で、必要に応じて迅速に見直しを行うこととしています。

問い合わせ先

高齢福祉課(きらら館内) ☎52-1115

介護認定調査員を募集します

市では、介護保険制度の認定調査に従事する調査員を募集します。希望する方は8月21日(金)までに、高齢福祉課介護保険グループに申し込みください。

- **募集人員** 1名
- **応募資格** 次の①から⑤全てを満たす方
 - ①看護師、保健師または介護支援専門員の資格を有する方
 - ②昭和35年4月1日以降に生まれた方
 - ③自動車運転免許を所持し、所有の自家用車で活動できる方
 - ④自己所有のノートパソコンを使用し、データ入力ができる方
 - ⑤心身ともに健康な方
- **任用期間** 9月1日から平成23年3月31日まで (以降2年間毎の更新可)
- **勤務形態** 非常勤特別職として、1か月に20日程度の勤務
- **勤務時間** 午前9時~午後4時 (認定調査により時間がずれることもあります。)
- **報酬等** 12,000円/日※他に交通費(車代)有り
- **内容** 介護認定申請者の自宅、または入所施設等を訪問して、申請者の状態等を見るとともに普段の様子などを聞き取る調査を行い、調査内容をパソコンにデータ入力します。
- **必要書類** 履歴書および資格取得のわかる証明書、免許証

問い合わせ先

高齢福祉課(きらら館内) ☎52-1115